

平成 24 年 10 月 3 日

各 位

会 社 名 アテナ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 下野 泰輔
(JASDAQ・コード7890)
問合せ先
取締役管理本部長兼総務部長 小木曾 範夫
電話 0575-24-2424

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記 I. 1. (1) において定義いたします。）の取得につき、平成 24 年 11 月 8 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更その 1）

(1) 変更の理由

平成 24 年 9 月 21 日付当社プレスリリース「株式会社シモノコーポレーションによる当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」及び同日付当社プレスリリース「親会社の異動に関するお知らせ」においてご報告申し上げておりますとおり、当社の親会社である株式会社シモノコーポレーション（以下「シモノコーポレーション」といいます。）は、平成 24 年 8 月 9 日から当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは平成 24 年 9 月 20 日に終了しております。本公開買付けの結果、シモノコーポレーションは、平成 24 年 9 月 27 日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式 8,894,652 株（議決権数：17,789 個、平成 24 年 6 月 30 日現在における当社の総株主等の議決権の数に対する割合：93.41%（小数点以下第三位を四捨五入））を保有するに至っております。

シモノコーポレーションは、平成 24 年 8 月 8 日付シモノコーポレーションのプレスリリース「アテナ工業株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、当社を取り巻く厳しい経営環境の下、一般株主の皆様に対して多大なリスクが及ぶことを回避しつつ、当社の永続的な企業価値向上を実現する為には、短期的な利益の実現に左右されない機動的な設備投資等への対応、将来の収益源の確保のための全社的な開発体制の強化、そして、上場維持に伴うコストの削減を同時に実施することが最も有効な方法であり、マネジメント・バイアウトの手法により、シモノコーポレーションが当社の発行済株式の全てを取得して当社を完全子会社化すること

により、当社の普通株式を非公開化すること（以下「本取引」といいます。）が最善の選択肢であるとの結論に至り、本公開買付けを実施したとのことです。

当社といたしましても、平成24年8月8日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてご報告申し上げますとおり、シモノコーポレーションから本取引の提案を受けた後、平成24年8月7日付で株式会社yenbridgeから取得した株式評価報告書及び平成24年8月8日付で第三者委員会から取得した意見書を参考にし、熊谷・田中法律事務所からの法的助言を踏まえて、本公開買付けを含む本取引の一連の手續及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、シモノコーポレーションから提案のあった経営改革を、一般株主の皆様のリスクにおいて行うことを回避しつつ実施していくことが、当社の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、当社として最善の選択肢であると判断できると共に、公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上の理由により、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、本取引に必要な以下の①から③の手續（以下、総称して「本非公開化手續」といいます。）を実施することといたしました。

① 当社の定款の一部を変更して、定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設し、当社を会社法の規定する種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。

② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。

③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、当社は、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式を所有する株主の皆様（当社を除きます。以下同じです。）から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株式を所有する各株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式1,000,000分の1株の割合をもって交付いたします。この際、シモノコーポレーション以外の全部取得条項付普通株式を所有する各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

全部取得条項付普通株式を所有する各株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株式を所有する各株主様に交付いたします。かかる売却手續に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得てA種種類株式をシモノコーポレーションに対して売却することを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式を所有する各株主様が所有する全部取得条項付普通株式の数に400円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの公開買付価格）を乗じた金額に相当する金額を全部取得条項付普通株式を所有する各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

「定款一部変更その1」は、本非公開化手續のうち、上記①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款一部変更その1」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更その1」が承認可決された時点で、その効力を生ずるものといたします。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、500株とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、20,000,000株とし、<u>このうち普通株式の発行可能種類株式総数は19,999,900株、第6条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）の発行可能種類株式総数は100株とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(A種種類株式)</u></p> <p><u>第6条の2 当社の残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の<u>普通株式の</u>単元株式数は、500株とし、<u>A種種類株式の</u>単元株式数は、<u>1株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;"><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第18条の2 第13条乃至第15条、第17条及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p>

	<p>2. <u>第 16 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>3. <u>第 16 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
--	---

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更その 2）

（1） 変更の理由

「定款一部変更その 2」は、上記「定款一部変更その 1」でご説明申し上げた本非公開化手続のうち②を実施するものであり、「定款一部変更その 1」による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式を 1,000,000 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。「定款一部変更その 2」が承認され、その定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。また、「定款一部変更その 2」の承認後、株主総会の特別決議によって当社は全部取得条項付普通株式を所有する各株主様から全部取得条項付普通株式を取得しますが（本非公開化手続における上記③）、当該取得と引換えにシモノコーポレーション以外の全部取得条項付普通株式を所有する各株主様に割り当てられる A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

（2） 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款一部変更その 2」に係る定款変更は、「定款一部変更その 1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」がいずれも原案どおり承認可決されること、及び本種類株主総会において「定款一部変更その 2」と同内容の定款変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。

また、「定款一部変更その 2」に係る定款変更は、平成 24 年 12 月 14 日をもってその効力を生じるものといたします。

（下線は変更箇所を示しております。）

種類株式発行に係る定款一部変更の件による変更後の定款	追加変更案
（新設）	<p><u>（全部取得条項）</u></p> <p><u>第 6 条の 3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式 1 株につき A 種種類株式を 1,000,000 分の 1 株の割合をもって交付する。</u></p>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

上記「定款一部変更その 1」でご説明申し上げましたとおり、当社は、シモノコーポレーションから提

案のあった経営改革を、一般株主の皆様リスクにおいて行うことを回避しつつ実施していくことが、当社の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、当社として最善の選択肢であると判断できると共に、公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、株主様のご承認をいただくことを条件として、本非公開化手続を実施することといたしました。

「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、上記「定款一部変更その1」でご説明申し上げた本非公開化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに上記「定款一部変更その1」及び上記「定款一部変更その2」による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、上記「定款一部変更その1」による定款変更に基づき設けられるA種種類株式を交付するものです。

当社が全部取得条項付普通株式1株につき株主様に割り当てることとなるA種種類株式の数は、シモノコーポレーション以外の全部取得条項付普通株式を所有する各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、1,000,000分の1株としております。

かかる全部取得条項付普通株式の取得と引換えに全部取得条項付普通株式を所有する各株主様に交付されることになる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式については、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得てシモノコーポレーションに対して売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式を所有する各株主様が所有する全部取得条項付普通株式の数に400円（本公開買付けにおける当社普通株式1株あたりの公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を全部取得条項付普通株式を所有する各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに「定款一部変更その1」及び上記「定款一部変更その2」による変更後の当社の定款に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記（2）において定めます。）において、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式を所有する各株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を1,000,000分の1株の割合をもって交付するものといたします。

(2) 取得日

平成24年12月14日

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、上記「定款一部変更その1」に係る定款変更及び上記「定款一部変更その2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。なお、その他の必要事項については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止の予定について

本臨時株主総会及び本種類株主総会において、定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得の議案が原案通り承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）の株券上場廃止基準に該当するこ

ととなりますので、当社普通株式は、平成 24 年 11 月 8 日から平成 24 年 12 月 10 日の間、整理銘柄に指定された後、平成 24 年 12 月 11 日をもって上場廃止となる予定です。

上場廃止後は、当社普通株式を JASDAQ において取引することはできません。

III. 本非公開化手続の日程の概要（予定）

本非公開化手続の日程の概要は以下の通りです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日設定公告	平成 24 年 9 月 13 日（木）
本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日	平成 24 年 9 月 30 日（日）
本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成 24 年 10 月 3 日（水）
本臨時株主総会及び本種類株主総会開催	平成 24 年 11 月 8 日（木）
種類株式発行に係る定款一部変更（定款一部変更その 1）の効力発生日	平成 24 年 11 月 8 日（木）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成 24 年 11 月 8 日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付の基準日設定公告	平成 24 年 11 月 9 日（金）
当社普通株式の売買最終日	平成 24 年 12 月 10 日（月）
当社普通株式の上場廃止日	平成 24 年 12 月 11 日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付の基準日	平成 24 年 12 月 13 日（木）
全部取得条項に係る定款一部変更（定款一部変更その 2）の効力発生日	平成 24 年 12 月 14 日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付の効力発生日	平成 24 年 12 月 14 日（金）

IV. 支配株主との取引等に関する事項

シモノコーポレーションは当社の支配株主であり、上記「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得（以下「本取得」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社は、コーポレートガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得するなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することといたしております。本取得を行うに際しても、以下の対応を行っております。

すなわち、当社は、本公開買付け及び本取得から成る本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、平成 24 年 8 月 8 日付当社プレスリリース「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の「2.（3）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置を講じております。

そのような措置の一つとして、下野泰輔氏、下野利昭氏及び村谷利恭氏を除く当社取締役会は、本公開買付けを含む本取引の公正性を確保し、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、平成 24 年 7 月 13 日開催の当社取締役会において、シモノコーポレーション及び当社から独立性を有する 3 名から構成される第三者委員会を設置いたしました。当社取締役会は、当該第三者委員会より、（a）本公開買付

けを含む本取引は、当社の企業価値向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は合理的であり、(b) 本公開買付けを含む本取引の手続は、適法かつ公正であり、(c) 本公開買付けを含む本取引の本公開買付価格を含む条件は妥当であり、(d) 本公開買付けを含む本取引は、少数株主にとって不利益でないと認められ、(e) (a) 乃至 (d) からすれば、本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すると共に、当社の株主が本公開買付けに応募することを推奨する意見を表明する旨の決議をすることは相当である旨を内容とする意見書を取得しております。なお、同意見書では、本取得を含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当することに関して、当社取締役会の本取引に関する意思決定は、その意思決定の方法及び過程に照らして、取引等の目的、交渉過程の手続、対価の公正性、上場会社の企業価値向上の観点から、特段少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の言及がなされています。

また、本取得においては、上記「II. 1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由」に記載のとおり、A種種類株式を売却することによって得られた金銭をその端数に応じて株主様に交付する際に、各株主様に交付される金銭の額について、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 400 円（本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に交付できるような価格に設定することが予定されております（ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。）。

さらに、当社の取締役のうちシモノコーポレーションの代表取締役を兼務する下野泰輔氏は、本取得に関し当社と利益が相反するおそれがあることに鑑み、本日開催の当社取締役会における本取得に関する議案に係る審議及び決議には一切参加しておりません。上記取締役会においては、下野泰輔氏を除いた当社の取締役全員による審議を行い、その全員一致で、本取得に係る議案を本臨時株主総会及び本種類株主総会に付議する旨を決議しております。また、上記取締役会には、当社の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、当社取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。これらの取締役会決議の方法その他の利益相反を回避するための措置に関しては、当社のリーガル・アドバイザーである熊谷・田中法律事務所の法的助言を受けております。

当社取締役会は、以上を踏まえ、本取得の実施は当社の少数株主にとって不利益ではなく、かつ、当社の企業価値向上に資するものと判断しておりますので、本取引は適正性が確保されていると考えております。

なお、上記のとおり、当社は、本公開買付けに対する意見の表明に先立ち、本公開買付け後に本取得が行われる予定であることを前提に第三者委員会から上記意見書を取得しておりますので、本取得に際し、支配株主との間に利害関係を有しない者からの意見を改めて入手しておりません。

以上